



障害児支援の動向

2024年2月26日

こども家庭庁支援局

障害児支援課長 栗原 正明

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定

**こども・家族への質の高い支援の確保・充実と
地域全体の障害児支援体制の強化に向けて**

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：**+1.12%**（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）
- 今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、**障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップ**へと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。
- 2月6日に報酬改定案のとりまとめ、パブコメを実施した上で、3月下旬に報酬告示の改正、関係通知の発出。原則として令和6年4月1日に施行。

- 障害福祉分野の人材確保のため、**介護並びの処遇改善を行う**とともに、**障害者が希望する地域生活の実現**に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、**新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点**から、経営実態を踏まえた**サービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定**を行う。

○ 障害者が希望する地域生活の実現

- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合に、入所定員を減らした場合を評価するための加算を創設
- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実 等

○ 多様なニーズに応える専門性・体制の評価

- ・ 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
- ・ 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケア体制の充実（生活介護・施設・短期入所等）
- ・ 児童発達支援センターの機能強化、児童発達支援・放課後等デイサービスの総合的な支援の推進。支援ニーズの高い児や家族への支援の評価充実、インクルージョンの推進 等

○ 支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価

- ・ 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間に応じた評価の導入。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間での算定を基本とするなど一定の配慮を設ける
- ・ グループホーム、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいても、サービス提供時間に応じた評価を導入
- ・ 就労継続支援A型における生産活動収支や、就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた評価
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通） 等

○ その他

- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）を見直し 等

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

5 訓練系サービス

(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- ・ 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価
＜個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日 等＞
- ・ ピアサポートの専門性の評価
＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

6 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型 ・就労定着支援・就労選択支援)

- ・ 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
＜利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上＞
- ・ 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞
- ・ 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
＜就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日＞

7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月
⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月＞
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150～300単位/月 等＞

8 障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- ・ 児童発達支援センター等における中核機能を評価
＜中核機能強化加算【新設】22単位～155単位/日
中核機能強化事業所加算【新設】75単位～187単位/日＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜児発・放デイの基本報酬の見直し＞
- ・ 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、
強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞
- ・ 家族支援の評価を充実
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワライ 60単位)、
延長支援加算の見直し 等＞
- ・ インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- ・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
＜小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186～320単位/日
ワライ型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）

令和6年4月の改正児童福祉法の施行（児童発達支援センターの機能強化等）も踏まえつつ、**こども・家族への質の高い支援の確保・充実**を図るとともに、**地域全体の障害児支援体制の強化**を図る

【児者全体の改定率+1.12%】

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

■児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制を充実

○福祉型・医療型、福祉型3類型（障害児・難聴児・重症児）の一元化 ○児童発達支援センター等における中核機能の評価

2. 質の高い発達支援の提供の推進

■適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進

○総合的な支援の推進 ○支援時間や経験年数等を勘案したきめ細かい評価（基本報酬における時間区分、児童指導員等加配加算 等）
○保育・教育、医療、社会的養護との連携の評価 ○セルフケアの場合の事業所間連携の評価
○将来の自立等に向けた支援の評価（自立通所に向けた支援、学校卒業後の生活を見据えた支援）

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実

■より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める

○医療的ケア児・重症心身障害児（福祉職員による医療的ケア、主として重症児の基本報酬、入浴支援、送迎加算、共生型サービスでの評価）
○強度行動障害を有する児（予防的支援や状態が強い児への支援、集中的支援への評価）
○ケアニーズの高い児（著しく重度の障害児、人工内耳装用児、視覚・聴覚・言語機能障害児への支援の評価）
○不登校児童（学校と連携した支援への評価） ○居宅訪問型児童発達支援の充実

4. 家族支援の充実

■養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングを向上

○家族への相談援助等の充実（家庭・事業所・オンラインでの相談等の評価充実、支援場面等を通じた学びの評価）
○預かりニーズへの対応（発達支援後の預かりニーズに対応した支援への評価）

5. インクルージョンの推進

■保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める

○通所支援事業所における取組の推進（個別支援計画に基づく取組の推進、移行支援の取組への評価充実）
○保育所等訪問支援の充実（訪問先や関係機関との連携強化、経験ある人材や多職種連携による支援、支援ニーズの高い児への支援の評価）

6. 障害児入所支援の充実

■家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える

○地域生活に向けた支援の充実（移行支援計画に基づく取組の推進、関係機関連携や体験支援への評価、日中活動支援の評価充実）
○小規模化等による質の高い支援の提供推進（小規模グループケアへの評価 等）
○支援ニーズの高い児への支援の充実（強度行動障害を有する児、被虐待児への支援の評価） ○家族への相談援助等の充実

■このほか、**職員の処遇改善**（加算の一本化・充実）、**虐待防止の推進**（防止措置未実施減算の創設）、**障害児相談支援の充実** 等にも対応

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る
(①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

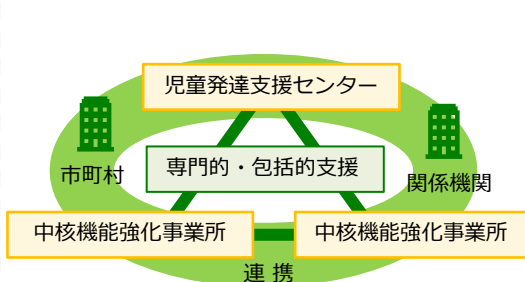
①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化
 - ・ 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
 - ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
 - ・ 3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価（**中核機能強化加算**）
(※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
③地域のインクルージョンの中核機能
④地域の発達支援に関する窓口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価（**中核機能強化事業所加算**）

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



【体制の例】

- ・ 1（又は複数）の児童発達支援センターが中核拠点型として機能を発揮
- ・ それぞれ専門性や強みを持つ児童発達支援センターと地域の事業所が連携して機能を発揮
- ・ センターが未設置の場合等に、地域の中核となる1の事業所が機能を発揮
- ・ それぞれ専門性や強みを持つ地域の複数の事業所が連携して機能を発揮

児童発達支援センター（中核拠点型）

新設《中核機能強化加算》22～155単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制・取組要件	(Ⅰ) イ+ロ+ハ全てに適合 55～155単位/日	ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等)
	(Ⅱ) イ+ロ 44～124単位/日	ロ 障害児支援の専門人材の配置・取組（障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等）
	(Ⅲ) イ又はロ 22～62単位/日	イ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・取組（関係機関連携・インクルージョンの推進等）

基本要件

●地域における中核機関としての体制・取組

- ・ 市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス（中核機能強化事業所）

新設《中核機能強化事業所加算》75～187単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
(①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

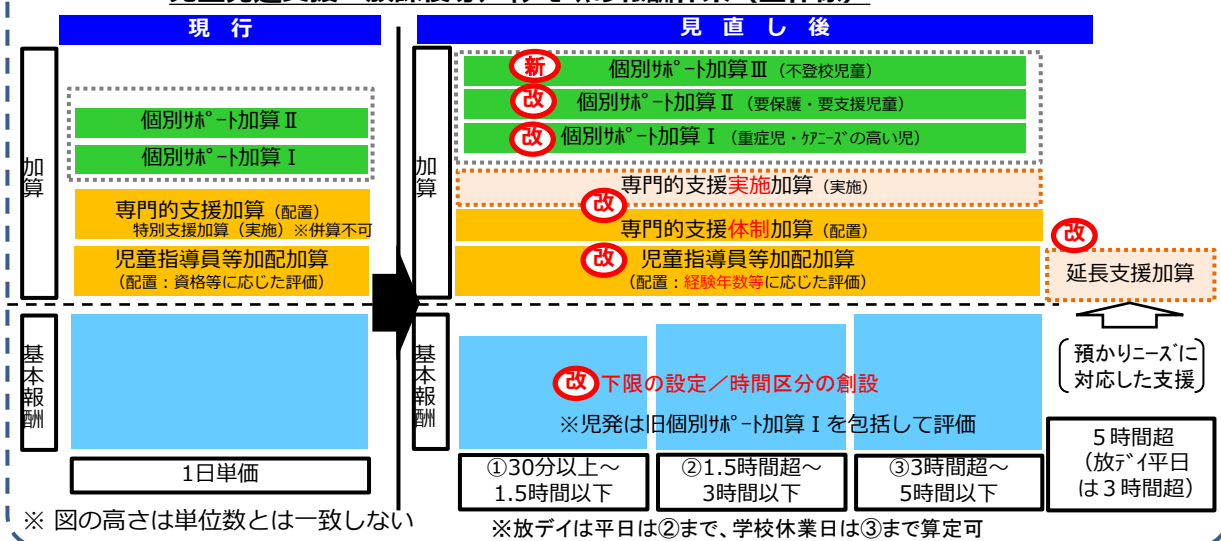
①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた**総合的な支援**を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《**運営基準**》
(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す**支援プログラム**の作成・公表を求める《**運営基準**》とともに、**未実施減算**を設ける
- **児童指導員等加配加算**について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- **専門的支援加算**及び**特別支援加算**について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- **基本報酬**について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
 - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
 - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- **自己評価・保護者評価**について、実施方法を明確化する《**運営基準**》

新設《支援プログラム未公表減算》

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬体系(全体像)



《児童指導員等加配加算》

【現行】	理学療法士等を配置	75～187単位/日
	児童指導員等を配置	49～123単位/日
	その他の従業者を配置	36～90単位/日
【改定後】	児童指導員等を配置	
	常勤専従・経験5年以上	75～187単位/日
	常勤専従・経験5年未満	59～152単位/日
	常勤換算・経験5年以上	49～123単位/日
	常勤換算・経験5年未満	43～107単位/日
	その他の従業者を配置	36～90単位/日

《専門的支援加算・特別支援加算》

【現行】	○専門的支援加算	
	理学療法士等を配置	75～187単位/日
	児童指導員を配置	49～123単位/日
	○特別支援加算	54単位/回
【改定後】	○専門的支援体制加算	49～123単位/日
	専門的支援 実施 加算	150単位/回
	(原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで)	
	※体制加算:理学療法士等を配置	(放デイは2回～6回まで)
	実施加算:専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施	

2. 質の高い発達支援の提供の推進②

②関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **関係機関連携加算**について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

《関係機関連携加算》

【現行】

- (Ⅰ) 200単位/回（月1回まで） 保育所や学校等と連携し個別支援計画作成等
- (Ⅱ) 200単位/回（1回まで） 就学先・就職先と連絡調整

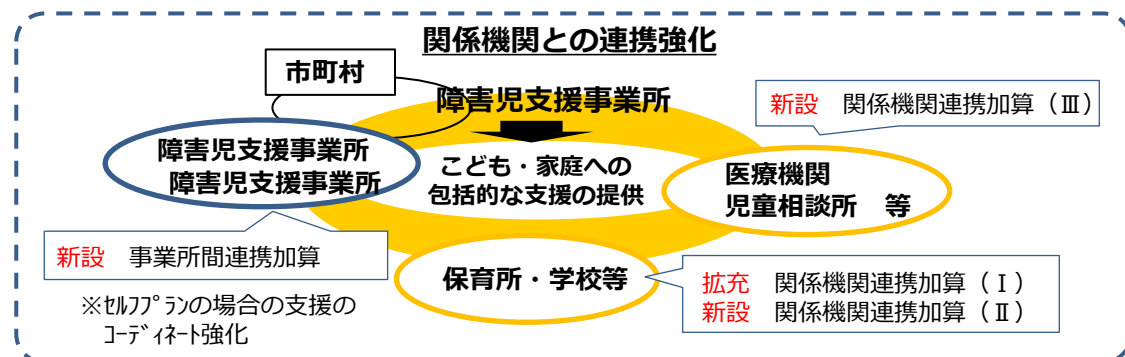
【改定後】

- (Ⅰ) 250単位/回（月1回まで） 保育所や学校等と連携し個別支援計画作成等
- (Ⅱ) 200単位/回（月1回まで） 保育所や学校等とⅠ以外で情報連携
- (Ⅲ) 150単位/回（月1回まで） 児童相談所、医療機関等と情報連携
- (Ⅳ) 200単位/回（1回まで） 就学先・就職先と連絡調整

- ㊦㊦㊦で複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価
（事業所間連携加算） ※併せて、障害児支援利用計画（㊦㊦㊦）と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

新設 《事業所間連携加算》

- (Ⅰ) （中核となる事業所）500単位/回（月1回まで）
- (Ⅱ) （連携する事業所）150単位/回（月1回まで）
- ※（Ⅰ）会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施
- （Ⅱ）情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



③将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等デイサービス】

- こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価（**通所自立支援加算**）
- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価（**自立サポート加算**）

新設 《通所自立支援加算》60単位/回（算定開始から3月まで）

- ※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

新設 《自立サポート加算》100単位/回（月2回まで）

- ※高校生（2年・3年に限る）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

④その他

- 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める《**運営基準**》【障害児支援全サービス】
- 令和5年度末までの経過措置とされていた**児童発達支援センターの食事提供加算**について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長

3. 支援二一ズの高い児への支援の充実①

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める
 (①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケアニーズの高い児への支援の充実 ④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)

①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算 (Ⅶ)**について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算 (Ⅶ)》 **【現行】** 100単位/日

【改定後】 250単位/日

※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- **主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬**について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価
 (入浴支援加算)

新設《入浴支援加算》 55単位/回 (月8回まで)

※放デイは70単位/回

- **送迎加算**について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》

【現行】 障害児 54単位/回

医療的ケア児 + 37単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可
 看護職員の付き添いが必要

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】

重症心身障害児 37単位/回

(※) 職員の付き添いが必要

【改定後】

障害児 54単位/回 重症心身障害児 + 40単位/回

医療的ケア児 + 40単位 又は + 80単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】

重症心身障害児 40単位/回

医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回

(※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

(※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

80:医療的ケア児
16点以上の場合

- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件(重度障害者への対応、中重度障害者への対応)に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加

- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価
 (共生型サービス医療的ケア児支援加算)

新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》

400単位/日 (※) 看護職員等を1以上配置

②強度行動障害を有する児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **強度行動障害児支援加算**について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 **【現行】** 155単位/日

※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児
 (児基準20点以上) に対して支援

【改定後】 (Ⅰ) (児基準20点以上) 200単位/日

(Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日 (※放デイのみ)

加算開始から90日間(は+500単位/日)

※実践研修修了者(Ⅱは中核的人材)を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、放課後等デイサービスの個別サポート加算(Ⅰ)においても評価を充実。また、集中的支援加算(1000単位/日(月4回まで))も創設

3. 支援二一ズの高い児への支援の充実②

③ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **児童発達支援の個別サポ-ト加算（Ⅰ）**について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》 **【現行】** 100単位／日
※乳幼児等サポ-ト調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の
区分に該当する児に対して支援（主として重症児除く）

【改定後】 120単位／日
※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援
（主として重症児除く）

- **放課後等デイサービスの個別サポ-ト加算（Ⅰ）**について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》 **【現行】** 100単位／日
※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介
助）又はケアニーズの高い（就学時サポ-ト調査表で13点以上）児に
対して支援（主として重症児除く）

【改定後】 ケアニーズの高い障害児に支援 90単位／日
同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位／日
著しく重度の障害児に支援 120単位／日
（主として重症児除く）

- **個別サポ-ト加算（Ⅱ）**について、こども家庭センターやサポ-トプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅱ）》 **【現行】** 125単位／日
※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援

【改定後】 150単位／日
※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

- **人工内耳を装用している児**に支援を行った場合を評価

《人工内耳装用児支援加算》
【現行】 445～603単位／日
※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合

【改定後】
（Ⅰ）児発センター（聴力検査室を設置） 445～603単位／日
（Ⅱ）その他のセンター・事業所 150単位／日
※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

- **視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児**に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価
（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）

新設《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》100単位／日

④不登校児童への支援の充実

【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価（個別サポ-ト加算（Ⅲ））

新設《個別サポ-ト加算（Ⅲ）》70単位／日
※放デイのみ

⑤居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、5. インクルージョンの推進（保育所等訪問支援の充実）等を参照

- 支援において5領域を全て含めた**総合的な支援**を提供することや、事業所の**支援プログラムの作成・公表**等を求める
- 効果的な支援の確保・促進（**支援時間の下限**の設定、**訪問支援員特別加算**の見直し、**多職種連携支援加算**の新設）
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価（**強度行動障害児支援加算**の新設）
- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価（**家族支援加算**の新設）

4. 家族支援の充実

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る（①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応）

① 家族への相談援助等の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

- **家庭連携加算**（居宅への訪問による相談援助）と**事業所内相談支援加算**（事業所内での相談援助）について、統合し、**わらわ**による相談援助を含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位（1時間未満187単位）／回（月4回まで）

《事業所内相談支援加算》

（Ⅰ）（個別相談） 100単位／回（月1回まで）

（Ⅱ）（グループ） 80単位／回（月1回まで）

【改定後】《家族支援加算》（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月4回まで）

（Ⅰ）個別の相談援助等 居宅訪問 300単位（1時間未満200単位）／回

施設等で対面 100単位／回

わらわ 80単位／回

（Ⅱ）グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位／回

わらわ 60単位／回

- 家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価（**子育てサポート加算**）

新設《子育てサポート加算》80単位／回（月4回まで）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

② 預かりニーズへの対応 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

【現行】

延長1時間未満 障害児 61単位／日 重症心身障害児 128単位／日

同1時間以上2時間未満 92単位／日 192単位／日

同2時間以上 123単位／日 256単位／日

【改定後】

延長1時間以上2時間未満 障害児 92単位／日 重症心身障害児・医療的ケア児 192単位／日

同2時間以上 123単位／日 256単位／日

（延長30分以上1時間未満 61単位／日 128単位／日）

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：5時間、放デイ：平日3時間・学校休業日5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合（職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置）
なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

5. インクルージョンの推進

- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める
(①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実)

①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める《運営基準》
- **保育・教育等移行支援加算**について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

《保育・教育等移行支援加算》 **【現行】** 500単位／回（1回まで）
※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合
（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）



【改定後】 退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位／回（2回まで）
退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位／回（1回まで）
同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位／回（1回まで）

②保育所等訪問支援の充実

<効果的な支援の確保・促進>

- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《運営基準》。フィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等においてワラインの活用を推進
- 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価（**関係機関連携加算**）

新設 《関係機関連携加算》 150単位／回（月1回まで）

- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける

新設 《自己評価結果等未公表減算》
所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

- **訪問支援員特別加算**について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す

《訪問支援員特別加算》 **【現行】** 679単位／日
※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置



【改定後】 (Ⅰ)業務従事10年以上（又は保育所等訪問等5年以上） 850単位／日
(Ⅱ) 同 5年以上（同 3年以上） 700単位／日

- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価（**多職種連携支援加算**）

新設 《多職種連携支援加算》 200単位／回（月1回まで）
※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

<ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

- 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価（**ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算**）

新設 《ケアニーズ対応加算》 120単位／日
※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

新設 《強度行動障害児支援加算》 200単位／日
※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

<家族支援の充実>

- 家族支援の評価を見直す

【現行】 《家庭連携加算》
居宅訪問 280単位
(1時間未満187単位)／回
(月2回まで)



【改定後】 《家族支援加算》 (Ⅰは月2回まで・Ⅱは月4回まで)
(Ⅰ) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)／回
事業所等で対面 100単位／回 ワライン 80単位／回
(Ⅱ) グループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位／回 ワライン 60単位／回

6. 障害児入所施設における支援の充実

- 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える

(①地域生活に向けた支援の充実 ②小規模化等による質の高い支援の提供の推進 ③支援ニーズの高い児への支援の充実 ④家族支援の充実)

①地域生活に向けた支援の充実

- 移行支援計画を作成し同計画に基づき移行支援を進めることを求める《運営基準》
- 移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し、連携・調整を行った場合に評価(移行支援関係機関連携加算)
- 特別な支援を必要とする児の宿泊・日中活動体験時に支援を行った場合に評価(体験利用支援加算)
- 職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す

新設《移行支援関係機関連携加算》
250単位/回(月1回まで)

新設《体験利用支援加算》
(Ⅰ)(宿泊) 700単位/日(1回3日・2回まで)
(Ⅱ)(日中活動)500単位/日(1回5日・2回まで)

[現行]《職業指導員加算》
8~296単位/日
※職業指導員を専任で配置

[改定後]《日中活動支援加算》16~322単位/日
※経験を有する職業指導員を専任で配置し、
日中活動に関する計画を作成し支援

②小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うことを求める《運営基準》
- 小規模グループケア加算について、より小規模なケアとサテライト型の評価を見直す
- 基本報酬(主として知的障害児に支援を行う場合)について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく(11人以上~40人以下の区分を10人刻みから5人刻みに)設定するとともに、大規模の定員区分について整理(111人以上の区分を削る)

《小規模グループケア加算》
[現行] 240単位/日 サテライト型+308単位/日
※専任の児童指導員等を1以上(サテライト型は2以上)配置
[改定後] 規模に応じて186~320単位/日 サテライト型+378単位/日
※サテライト型は3以上(うち2は兼務可)配置

③支援ニーズの高い児への支援の充実

※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算(Ⅰ)広域的支援人材による支援:1000単位/日(月4回まで)
(Ⅱ)他施設等からの受入れ:500単位/日(いずれも3月以内)も創設

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

《強度行動障害児特別支援加算》

[現行] 781単位/日
加算開始から90日間は+700単位/日

[改定後] (Ⅰ)(児基準20点以上) 390単位/日
(Ⅱ)(児基準30点以上) 781単位/日 ※90日間+700単位は変更なし
※加配・設備要件を緩和。Ⅱについて中核的人材を配置

- 被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価(要支援児童加算)

新設《要支援児童加算》(Ⅰ)(関係機関と連携した支援) 150単位/回(月1回まで)
(Ⅱ)(心理担当職員による計画的な心理支援) 150単位/回(月4回まで)

④家族支援の充実

- 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合に評価(家族支援加算)

新設《家族支援加算》(Ⅰ・Ⅱそれぞれ月2回まで)
(Ⅰ)個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)/回
施設等で対面 100単位/回 わらわ 80単位/回
(Ⅱ)グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位/回 わらわ 60単位/回

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概 要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援 A 型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
就労継続支援 B 型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%

（注）令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1／2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2／3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

			対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）	Ⅰ 新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】		Ⅱ 新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） ＝グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】		Ⅲ 新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】		Ⅳ ・ 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
- （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に対応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

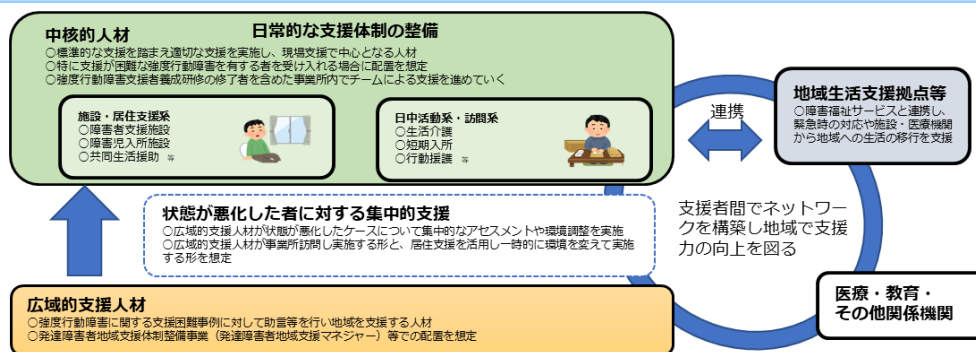
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制	初期	個別支援	初期	【新設】受入・体制	【新設】初期	個別支援	初期
生活介護・施設入所支援	180単位	400単位	+150単位	+200単位	360単位	500単位	+150単位	+200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携
- ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

<各種様式等の簡素化・標準化>

- 障害福祉分野における各種様式については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、（中略）地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書（中略）について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。
- このため、**令和5年度中にサービス類型ごとに、標準様式等を作成**することとしており、標準様式等を作成後、地方公共団体に対して活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行うこととしている。
- また、令和6年度に「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」に向けた検討を実施する予定。

<標準様式等のイメージ（指定申請の場合）>

・現行の地方公共団体の申請様式等の構成を整理し、サービス類型を通じて共通の申請書、各サービス毎に記載が必要な事項をまとめた付表及び添付書類の一覧を作成する。

- ①指定申請書本体（サービスに関わらず共通の事項を記載）
 - ②付表（各サービスごとに必要な項目を記載）
 - ③添付書類の一覧（①や②の記載事項が正しいかを確認するための挙証資料）
- 考えられる添付書類：登記の写し、従業員との雇用契約書、財務諸表 など

<見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和>

- 見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和（現行）前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**2人**以上
⇒ 見守り機器を入所者数の15%以上設置：前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**1.9人**以上 等

<管理者の兼務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化>

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、**同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。**
- **管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能**であることを示す。また、**管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。**

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	<u>(新) 300単位（中核的な役割を担う相談支援事業所の場合）</u> 100単位（上記以外）

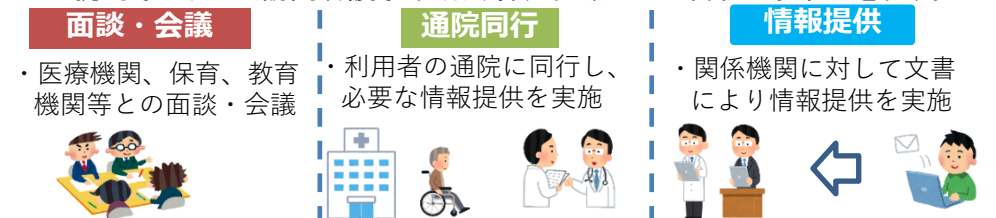
- 地域体制強化共同支援加算（支援困難事例等の課題の協議会への報告）
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。21

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月： <u>200単位</u> モニタリング月： <u>300単位</u>
	<u>(新) 通院同行</u>	－	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	－	<u>150単位</u>
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	<u>(新) 通院同行</u>	－	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	－	<u>150単位</u>
その他加算	訪問	200・300単位	<u>300単位</u>
	情報提供	100単位	<u>150単位</u>

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	<u>対象者あり：60単位</u> <u>対象者なし：30単位</u>
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
<u>(新) 高次脳機能障害者支援体制加算</u>	－	

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位／日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位／日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位／日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位／日
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位／日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位／日+35単位／日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位／日
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位／日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位／日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位／日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位／日(1回を限度)
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位／日、医療型 500単位／日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

- 解釈通知（基準関係）、留意事項通知（報酬関係）
- Q&A
- 児童発達支援ガイドライン（改）
- 放課後等デイサービスガイドライン（改）
- 保育所等訪問支援ガイドライン（新）
- 児童発達支援センタースタートアップマニュアル（新）
- 教育・福祉の連携通知
- 強度行動障害を有する児者の地域の支援体制整備の手引き（新）
- 障害児入所施設における移行支援の手引き（改・新）
- 支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き（新）
- 支援における安全確保・事故防止の手引き（新）
- 地域の支援体制整備の手引き（自治体向け）（新）
- 給付決定事務処理要領（改）

こども未来戦略

～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～

(令和5年12月22日閣議決定)

こども未来戦略の全体像

I. こども・子育て政策の基本的考え方

II. こども・子育て政策の強化：3つの基本理念

1. こども・子育て政策の課題

- (1) 若い世代が結婚・子育ての将来展望が描けない
- (2) 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある
- (3) 子育ての経済的・精神的負担や子育て世帯の不公平感が存在する

2. 3つの基本理念

- (1) 若い世代の所得を増やす
- (2) 社会全体の構造・意識を変える
- (3) 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

III. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

1. 加速化プランにおいて実施する具体的な施策

- (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
- (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- (3) 共働き・共育ての推進
- (4) こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

IV. こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進

加速化プランで何が変わるか？①

23年12月決定

こども未来戦略MAP

妊娠

伴走型相談
支援スタート

出産

伴走型支援と家計の応援は、子育て期をしっかりカバー！

23年4月～
42万円 ▶ 50万円
出産育児一時金

拡大中

産後ケア

第三子以降は
3万円に増額

24年10月開始へ
児童手当★
拡充

児童扶養
手当拡充

所得制限撤廃

育児休業給付
給付率UP★
25年度開始へ

男性
取得
推進休

中小企業の育休に
インセンティブ
24年1月開始

26年度開始へ

★自営業・フリーランスの
育児期間の年金保険料免除

働いていなくても
時間単位で通える

住宅
支援

公営住宅優先入居
民間住宅
ストック活用

時短勤務時の
賃金の10%
を支給

25年度開始へ

★時短
給付

フラット35の
金利引下げも
24年2月開始

保育士の
配置基準改正と
処遇改善も

住宅支援でひろひろ子育て

こども・若者の
安全・安心な
居場所づくり

放課後
児童クラブ
拡充

小学校
入学

看護
休暇

障害児等の
地域での
支援を強化

★こども誰でも
通園制度

26年度全国実施へ

高校生年代まで延長

中学校・
高校入学

24年10月開始へ
児童手当
延長★

ひとり親等の
こどもへの
学習支援

大学
入学

多子世帯の
授業料等を無償化

24、25年度開始へ
大学等の授業料等
減免支援拡大

修士段階の
学生に導入

24年秋～

授業料
後払い
制度

医療費減等
負担軽減

3.6兆円

UP

こども一人当たり
子育て支援（GDP比）は
約16%に

※OECDトップ水準のスウェーデンは15.4%

★は、企業や全世代が応援して拠出する「こども・子育て支援金」を充てて実施する施策で2.6

加速化プランで何が変わるか？②

1

こんなあなたに



離乳食って
どうすればいいの？



初めての出産
不安がいっぱい



ともだちと
あそびたい

すべてのこどもと子育てにもっと笑顔を 子育て支援の充実

伴走型相談支援や産後ケア、こども誰でも通園制度で
切れ目なく寄り添った育児支援で安心して子育て。

すべてのこどもの育ちを応援します。



2

こんなあなたに



子育てにはお金がかかる

子育て世帯の家計を応援 児童手当

児童手当の所得制限撤廃・支給期間延長・第3子以降の大幅増額、
住宅支援の強化、雇用保険の適用拡大、年金保険料免除など。
あらゆる角度から、子育て家計を応援します。



3

こんなあなたに



うちの会社、育児制度
使ってる人みたことない



夫の帰りはいつも遅い
私だって働いているのに



ワンオペ育児
もう限界

パパ育児を当たり前！ 「共育て」応援します

育児をとりやすく、時短勤務を選択しやすく。

看護休暇をもっととりやすく。

学級閉鎖や入学式などでも使える！



4

こんなあなたに



生活が苦しい



進学したいけれど
大丈夫なのかな

ひとり親家庭や貧困に直面するこどもたちが 将来の夢を実現できるように 学びも生活も支援を充実

児童扶養手当の拡充や、ひとり親の方への就業支援等の充実、
ひとり親家庭などのこどもたちへの学習支援の拡充など、
多面的に支援します。



5

こんなあなたに



どこにも
居場所がない



こどもの育ちに
不安

こども・若者や、障害をもったこどもへの 地域支援体制強化

様々な機会・場所での「気づき」から専門的支援に
早くしっかりつながる体制に。
障害児や医療的ケア児の保育所等の受入体制もさらに充実。
こども・若者への安全な居場所づくりも進めます。



6

こんなあなたに



この子たちが
大学に入った時
ちゃんと学費払えるかな

大学も安心 高等教育費の負担軽減

多子世帯（被扶養の子が3人以上の世帯）や
理工農系の学生等へ対象が拡大されたり（24年度～）
こどもが3人以上いても家庭が負担する
大学授業料等が2人以下になったり（25年度～）など。
大学等進学に挑戦できる方が増えます。



こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ **賃上げ**（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ **三位一体の労働市場改革**（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ **正規・非正規問題への取組**（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

児童手当の拡充

- ✓ **所得制限を撤廃**
- ✓ **高校生年代まで延長**
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ **第3子以降は3万円**

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円 * 多子加算のカウント方法を見直し	

→ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

- ✓ **出産・子育て応援交付金**
10万円相当の経済的支援
①妊娠届出時（5万円相当）
②出生届出時（5万円相当×こどもの数）
- ✓ **伴走型相談支援**
様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

子育て世帯への住宅支援

- ✓ **公営住宅等への優先入居等**
今後10年間で計30万戸

出産等の経済的負担の軽減

- STEP 1 出産育児一時金の引き上げ
42万円 → 50万円に大幅引き上げ
「費用の見える化」・「環境整備」
- STEP 2 出産費用の保険適用の検討

フラット35の金利引下げ

こどもの人数に応じて最大1%（5年間）の引下げ

高等教育（大学等）

高等教育費の負担軽減を拡充

- ・給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯等に拡充
- ・多子世帯の学生等については授業料等を無償とする
- ✓ 修士段階の**授業料後払い制度**の導入
- ✓ **貸与型奨学金**の返還の柔軟化

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ **「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設**
・月一定時間までの利用可能枠の中で、**時間単位等で柔軟に通園が可能**な仕組み
- ✓ **保育所：量の拡大から質の向上へ**
・76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1
・民間給与動向等を踏まえた**保育士等の更なる処遇改善**
・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充
- ✓ **多様な支援ニーズへの対応**
・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化
・児童扶養手当の拡充
・補装具費支援の所得制限の撤廃

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

- 男性の育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ（2030年）
※2022年度：17.13%
- **男性育休を当たり前に**
- ✓ **育休休業取得率の開示制度の拡充**
 - ✓ **中小企業に対する助成措置を大幅に強化**
・業務を代替する周囲の社員への**応援手当**支給の助成拡充
 - ✓ 出生後の一定期間に**男女で育休を取得**することを促進するため**給付率を手取り10割相当に**

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

- ✓ **子が3歳以降小学校修学前までの柔軟な働き方を実現するための措置**
・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置
- ✓ **時短勤務時の新たな給付** → **利用しやすい柔軟な制度へ**

貧困・ひとり親、児童虐待防止、障害児・医療的ケア児への支援を強化・拡充し、多様なニーズを持つこどもを含め、すべてのこどもと家庭に対する包括的な支援体制を構築

<課題>

こどもの貧困対策

◆ ひとり親家庭等のこどもの大学等進学率が低い

◆ ひとり親の手当が減ったり止まったりすることが心配で、働き控える人がある。多子ひとり親世帯は、特に生活に困窮

◆ 手当が止まると、手当と連動した支援策からも外れてしまう

<加速化プランでの対応>

<目指す姿>

こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活・学習支援を強化するとともに、ひとり親家庭への経済的支援、就業支援、養育費確保支援を多面的に強化。

●こどもの学習支援・生活支援の強化

➢ 地域で学習をサポートする場を増やし、新たに、こどもの**大学受験料等を補助**



経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジ出来る

●児童扶養手当の拡充

➢ 所得制限の見直し

- ✓ 満額を受給できる所得 年収160万円 → 190万円
- ✓ 所得に応じた一部額を受給できる所得 年収365万円 → 385万円

➢ 多子加算の増額（第3子以降の額を第2子と同額に）



働き控えに対応し、児童扶養手当が自立を下支える

多子のひとり親家庭の生活が安定する

●児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和

➢ 所得が上がって手当の受給対象から外れた場合は、給付金や貸付が利用できなかったが、**1年間をめどに利用可能**に

児童虐待防止

包括的な相談支援体制を構築・強化し、虐待防止の取組みを強化。こども・若者視点での新たなニーズに応じたアウトリーチ型支援などを強化

◆ こども・若者が自分の意思で選択できる支援が少ない

◆ 相談対応件数の増加を踏まえ、迅速・的確な対応が可能となる体制の整備が必要

●虐待等で家庭等から孤立したこども・若者のための安全な居場所

（**こども若者シェルター**）を確保し、相談支援等を実施

●学生等に対して、食事や相談支援を行うアウトリーチ支援



困難を抱えるこども・若者が自ら選択しながら活用できる支援も用意

●児童相談所の職員体制強化と業務効率化（ICT化等）の推進



児童虐待等への相談支援を確実に行う人材の確保・育成等を行い、こどもと家庭を支援

障害児支援・医療的ケア児

◆ こどもの育ちに不安、どこで誰に相談すればよいかわからない、支援につなげられない

◆ 障害があっても、みんなといっしょに遊び、学びたい

◆ 成長に応じて補装具を頻繁に買い替えられない（経済的な負担が大さい）

こどもと家族に寄り添いながら、個々の特性や状況に応じた質の高い支援を提供するとともに、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進

●早期からの切れ目のない支援とインクルージョンの推進

- 乳幼児健診、親子教室、保育所などの**身近な機会・場所での発達相談を充実**
- 児童発達支援センターによる**専門人材の巡回支援**や**看護師等の配置促進**により、**保育所等の受入体制を強化**



様々な機会・場所での「気づき」を、専門的支援に早くつなげる
地域の様々な場で、ともに過ごし・育つことができる

●こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

➢ 障害児の日常生活と成長に欠かせない**補装具費支給制度の所得制限を撤廃**



こどもの成長にあった補装具を使うことができる

こどもの貧困（食事、学び等）を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化。子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

課題

- ◆ ひとり親家庭等のこどもの大学等進学率が低い

ひとり親世帯65.3%（子育て世帯83.8%）

- ◆ 食料が買えなかったことがある、頼れる人がいないという子育て家庭がある

食料が買えない経験 ひとり親世帯34.9%
子育て世帯16.9%

- ◆ ひとり親の就業率は9割近く、母子世帯の母の正規雇用割合も上昇しているが、所得が低い。

- ◆ ひとり親の就労収入は上昇しているが、手当が減ったり止まったりすることが心配で、働き控えを考える人がある

母子世帯の母の年収中央値
208万円（平成28年）→ 240万円（令和3年）

- ◆ 多子ひとり親世帯は、特に生活に困窮

- ◆ 手当が止まると、手当と連動した支援策からも外れてしまう

- ◆ 養育費の受領率は、母子世帯の3割弱で非常に低い

加速化プランでの対応

こどもの貧困対策

●こどもの学習支援・生活支援の強化

- 地域で学習をサポートする場を増やし、新たに、こどもの**大学受験料等の補助**を開始



●こどもの生活支援の強化

- **こども食堂や学び体験**などの場を増やす
- アウトリーチ型の**訪問支援**の展開（宅食・おむつ）



ひとり親家庭への支援

●ひとり親の就業支援・自立支援の強化

- **資格取得**を目指すひとり親家庭に対する**給付金の対象資格の拡大・給付割合の拡充**



●児童扶養手当の拡充

- **所得制限の見直し**
 - ✓満額を受給できる所得 年収160万円 → 190万円
 - ✓所得に応じた一部額を受給できる所得 年収365万円 → 385万円
 - **多子加算の増額**
 - ✓**第3子以降の額**（6,250円）を第2子と同額（10,420円）に増額
- * R5年度の額。額は物価スライドによって変化。

●児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和

- 所得が上がって手当の受給対象から外れた場合は、給付金や貸付が利用できなかったが、**1年間をめどに利用可能**に

●養育費確保支援の強化

- 養育費の取り決め等の相談にのる **弁護士報酬への補助**



目指す姿

経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジ出来る

食事や生活に困ったときに頼れる場所が身近にあり、必要な支援が受けられる

手に職をつけて、**安定的な収入**を得られる

働き控えに対応し、児童扶養手当が自立を下支えする

多子のひとり親家庭の生活が**安定**する

養育費をしっかりと受け取れるひとり親家庭を増やす

包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。

課題

加速化プランでの対応

目指す姿

- ◆ どこに相談したらよいか分からない、相談したいけど躊躇してしまう

- ◆ 子育てをする中での困難や、予期せぬ妊娠をした方などに対応する支援策が少ない



- ◆ こども・若者が自分の意思で選択できる支援が少ない



- ◆ 相談対応件数の増加を踏まえ、迅速・的確な対応が可能となる体制の整備が必要

- ◆ 一時保護や施設入所後も、こどもがより家庭的な環境で生活できることが重要

- ◆ 自立に向けたきめ細かな支援が必要

虐待の未然防止（プッシュ型・アウトリーチ型支援の強化）

●市町村の「こども家庭センター」の全国展開

- 母子保健と児童福祉の一体的な相談支援機関（こども家庭センター）で必要な支援につなげる
- こども家庭センターに学校や保育所等との「つなぎ役」を配置



●子育てに困難を抱えるこどもや家庭へのアウトリーチ支援

- 子育てに困難を抱える家庭を訪問し、宅食などを通じて、支援につなげる
- 困難な状況にある妊産婦への包括的な支援（一時的な居住支援、食事の提供、相談・助言等）の実施



こども・若者視点からの新たなニーズへの対応

●虐待等で家庭等から孤立したこども・若者のための安全な居場所（こども若者シェルター）を確保し、相談支援等を実施

●虐待・貧困等に苦しむ学生等に対して、食事や相談支援を行うアウトリーチ支援の実施



児童虐待への支援現場の体制強化

●児童相談所の職員体制強化と業務効率化（ICT化等）の推進

虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備

●一時保護施設や児童養護施設等の環境改善

- 人員体制の充実やユニットケアの推進、学習支援の強化

●家庭養育環境を確保するための里親委託等を推進

- 里親等支援や養子縁組支援の体制強化



●支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援

- 相互交流や情報提供、相談・助言、一時的な居住支援等の実施



待ちの姿勢から、**予防的な関わりを強化**し、子育て家庭やこども自身からの**SOSを早期に把握・支援**を届ける

支援の方法や種類を増やし、**個々の困りごとに直接、手が届く支援**を行う

困難を抱えるこども・若者が**自ら選択しながら活用できる支援**も用意

児童虐待等への相談支援を**確実に**行う**人材の確保・育成等**を行い、こどもと家庭を**しっかりと支援**

こども・若者が個々の状況に応じて**健やかに生活できる環境や、自立に向けたサポート**を受けられる体制を整備

障害児と医療的ケア児への支援を強化し、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが地域で安心して共に育ち暮らすことができる包摂的な社会づくりを強力に進める。

課題

- ◆ こどもの育ちに不安、どこで誰に相談すればよいかわからない、支援につなげられない
- ◆ 専門的な発達支援を受けたい

- ◆ 医療的ケアの必要なこどもを預かってくれる場所が少ない

- ◆ 成長に応じて補装具を頻繁に買い替えられない（経済的な負担が大きい）

- ◆ 障害があっても、みんなといっしょに遊び、学びたい
- ◆ いろいろなイベントにも参加したい



- ◆ 住んでいる地域で支援に差がある（隣の地域で受けられる支援が自分の地域では受けられない）

加速化プランでの対応

本人支援・家族支援の充実

●早期からの切れ目のない支援の推進

- 乳幼児健診、親子教室、保育所などの **身近な機会・場所での発達相談を充実**
- 支援 **人材の育成促進** により地域の障害児支援事業所の支援技術を上



●医療的ケア児等の預かり環境の整備

- 医療的ケア児や重度心身障害児を **一時的に預かる環境を整備**



●こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

- 障害のあるこどもの日常生活と成長に欠かせない **補装具費支給制度の所得制限を撤廃**



地域社会の参加・包摂（インクルージョン）の推進

●障害児・医療的ケア児の地域での受入環境の整備

- 児童発達支援センターによる **専門人材の巡回支援や看護師等の配置促進** により、 **保育所等の受入体制を強化**
- 習い事や地域のイベントなどに専門人材を派遣し、様々な場での受入環境の整備を促進



地域の支援体制の強化

●児童発達支援センター等の強化

- 地域の障害児支援の中核となる児童発達支援センターや医療的ケア児支援センター等の体制や支援機能を強化



目指す姿

様々な機会・場所での「気づき」を、**専門的支援に早くつなげる**

休息やきょうだいと過ごす時間が確保される



こどもの**成長にあった補装具**を使うことができる

保育所、習いごと、イベントなどの**地域の様々な場で、ともに過ごし・育つ**ことができる

全国どの地域でも、必要な**支援**が受けられ、ともに育ち暮らせる社会を実現

「こども未来戦略」（障害児支援関係）

「こども未来戦略」～ 次元の異なる少子化対策の実現に向けて ～ （抜粋）（令和5年12月22日閣議決定）

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（５）多様な支援ニーズへの対応

～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～
障害児支援、医療的ケア児支援等

障害児支援、医療的ケア児支援等

○ こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めるとともに、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

（早期発見・早期支援等の強化）

○ 保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組を進め、早期から切れ目なく子供の育ちと家族を支える体制の構築を進める。

（地域における支援体制強化とインクルージョンの推進）

○ 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。

○ こうした支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

（専門的な支援の強化等）

○ 医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化するとともに、医療的ケア児について一時的に預かる環境の整備や保育所等における受入れ体制の整備を進める。

○ また、補装具費については、障害のあるこどもにとって日常生活に欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要なものであることを踏まえ、保護者の所得にかかわらずこどもの育ちを支える観点から、障害児に関する補装具費支給制度の所得制限を撤廃する。

○ 全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進めるとともに、ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。

令和 5 年度補正予算・令和 6 年度予算案

令和5年度障害児支援課補正予算の概要

こども家庭庁支援局障害児支援課

○地域障害児支援体制強化事業の拡充

15億円

- ・ 児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。

○医療的ケア児等総合支援事業の拡充

8億円

- ・ 医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備し、家族の負担軽減等を実現。

○医療的ケア児保育支援事業の拡充

5億円

- ・ 医療的ケア児の受入れ体制整備として、効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を支援するほか、災害時における確実な電源確保や医療的ケア児の個別性に着目した備品整備等の支援を行う。

○地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

1億円

- ・ 地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもの発達相談や家族支援を行い、必要な支援につなげる。

○地域支援体制整備サポート事業

1億円

- ・ 国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることで地域の障害児支援体制の整備を促進する。

○障害児支援事業所における福祉・介護職員の処遇改善

42億円

- ・ 必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害児支援事業所に従事する職員の更なる処遇改善を行う。

○地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業

5億円

- ・ 障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を図るため、障害児支援事業所・施設等におけるICT導入に係るモデル事業を実施するとともに、児童発達支援センター等におけるオンライン環境の整備を進める。

4,989億円の内数（4,813億円の内数）

（１）質の高い支援の提供【拡充】

- ・ 児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。
- ・ 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。また、障害福祉サービス等報酬改定について、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な改定率を確保する。（障害福祉サービス等報酬：+1.12%）

【令和5年度補正予算】

- 地域障害児支援体制強化事業の拡充

児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。

15億円
- 地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもの発達相談や家族支援を行い、必要な支援につなげる。

1億円
- 障害児支援事業所における福祉・介護職員の処遇改善

必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害児支援事業所に従事する職員の更なる処遇改善を行う。

42億円
- 医療的ケア児等総合支援事業の拡充

医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備し、家族の負担軽減等を実現。

8億円

（２）地域社会の参加・包摂の推進【拡充】

- ・児童発達支援センターの機能を強化し、地域のインクルージョンの推進のための取組への支援を行う。

【令和5年度補正予算】

○ 地域障害児支援体制強化事業の拡充

15億円

児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。（再掲）

（３）地域の支援体制の強化【拡充】

- ・児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。
- ・医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援等を総合的に実施する。
- ・聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。
- ・児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

【令和5年度補正予算】

○ 地域支援体制整備サポート事業

1億円

児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

地域障害児支援体制強化事業

支援局 障害児支援課

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度当初予算案 177億円の内数（208億円の内数） 令和5年度補正予算額 15億円

1 事業の目的

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

① 児童発達支援センターの機能強化等

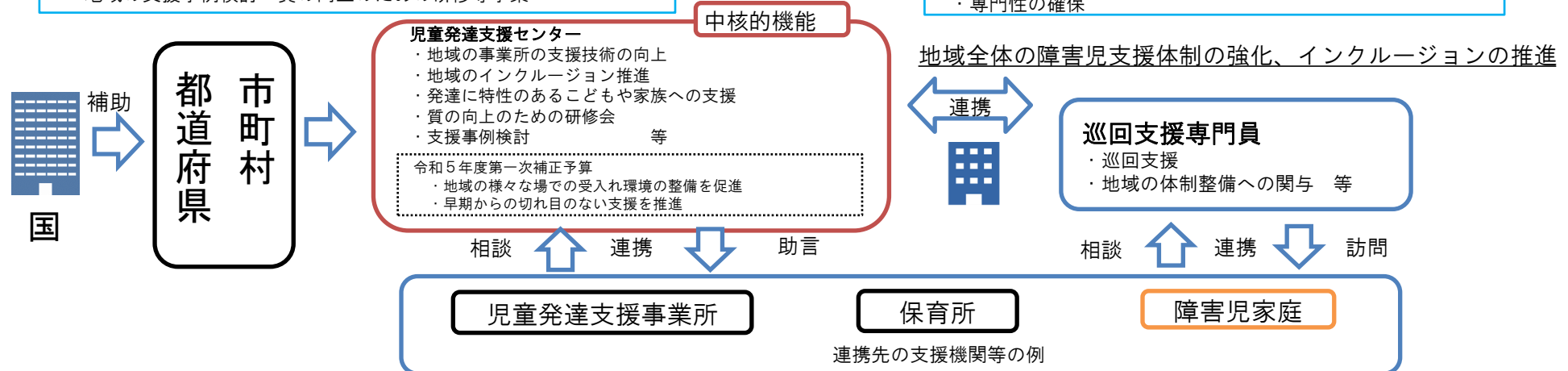
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・ 児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・ 地域の事業所の支援技術の向上
- ・ 地域のインクルージョン推進のための事業
- ・ 発達に特性のある子どもと家族のサポートの事業
- ・ 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・ 巡回等の活動計画の作成
- ・ 巡回等支援
- ・ 戸別訪問等
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域の体制整備への関与
- ・ 専門性の確保



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 市町村事業 : 国

都道府県事業 : 国

1/2, 市町村 1/2

1/2, 都道府県 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進

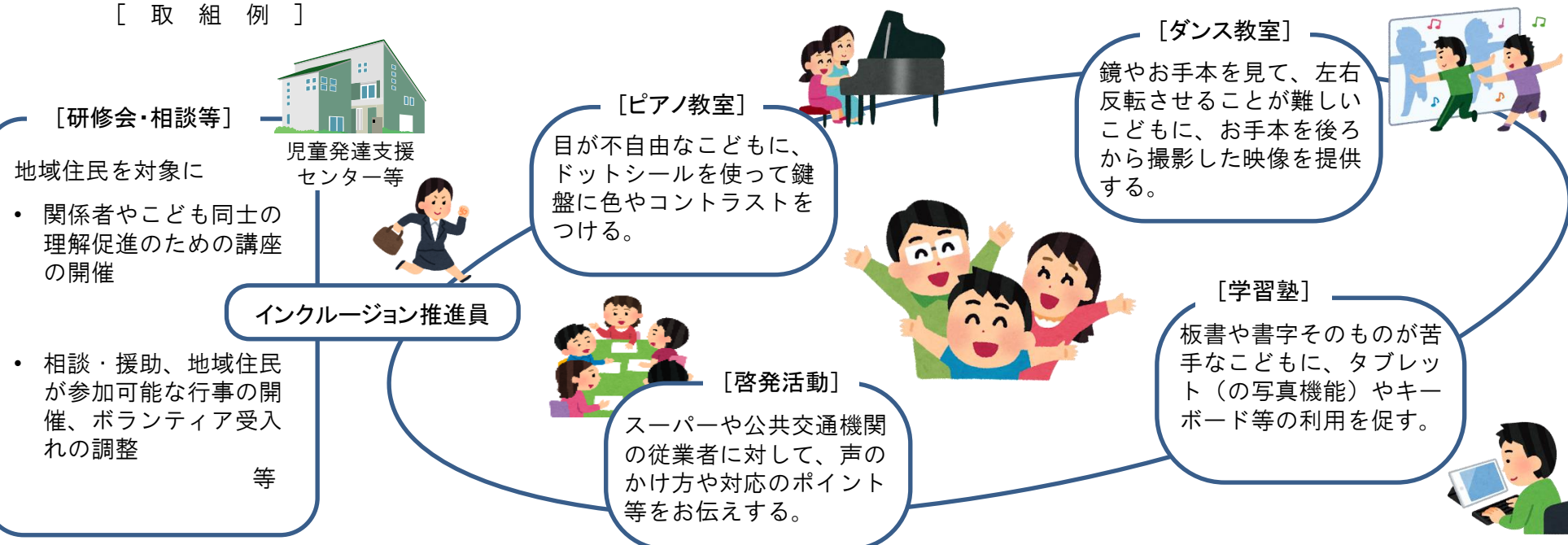
1 事業の目的

障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進める中で、地域のこども達の集まる様々な場（例えば、ピアノやダンス等の習い事や塾、スポーツクラブ等）において、合理的配慮の提供の下で障害児を受け入れていく環境整備が進むよう、これらの事業者に対する後方支援等を行うことで、関係者の理解・取組の促進やこども同士の相互理解を促し、地域全体のインクルージョンの更なる推進を図る。

2 事業の概要・スキーム

幼児・児童期の発達段階や障害特性、合理的配慮の提供等に関する知識を有する専門員（以下「インクルージョン推進員」という。）を確保し、地域のピアノやダンス等の習い事や塾、スポーツクラブ等の事業者に対する後方支援（相談対応、研修、環境調整等）を行うほか、広く地域住民を対象とした講座の開催等の啓発、児童や保護者、地域住民からの相談・援助などを行う。

[取 組 例]



母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進

1 事業の目的

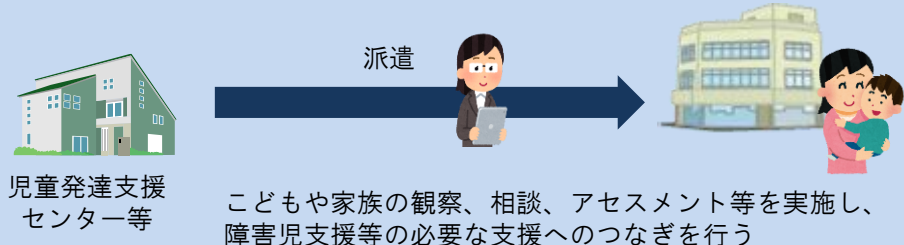
こどもの発達の特性を踏まえた「気づき」の段階からの早期の発達支援を一層推進するため、母子保健施策等と障害児支援施策がより緊密に連携し、発達相談の対応や発達支援へのつながり等を進めることで、地域において、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。

2 事業の概要・スキーム

こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる等、母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援を推進する。

（活用例1：乳幼児健診等における発達相談・発達支援を推進）

乳幼児健診での发育・発達相談や保健師のフォロー、親子教室等



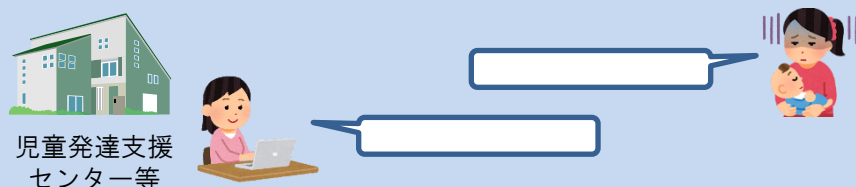
（活用例2：自治体の相談窓口における発達相談・発達支援を推進）

市町村の住民窓口、こども家庭センター等



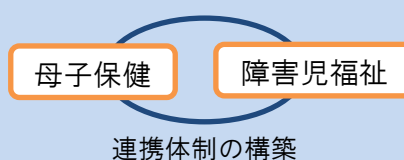
（活用例3：メールやSNS等を活用した発達相談・発達支援を推進）

電話、オンライン、メール、SNS等による育児相談を実施し
障害児支援等の必要な支援へのつながりを行う



（その他：関係機関との連携等）

活用例1～3等の「気づき」の段階からの発達相談や発達支援を推進する
取組について、地域の関係機関等と協議して実施することを通して、
地域における母子保健施策等と障害児支援施策の連携体制の構築を行う。



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数>

令和5年度補正予算

1.4億円

1 事業の目的

近年のこどもの発達の特性の認知の社会的広がりにより、幼少期の間に発達支援につながるようになってきた一方で、こどもの発達の特性への対応を専門とする医師の不足等が要因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月も待たされる中で、スムーズに支援につながらないという実情がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強化することで、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進める。

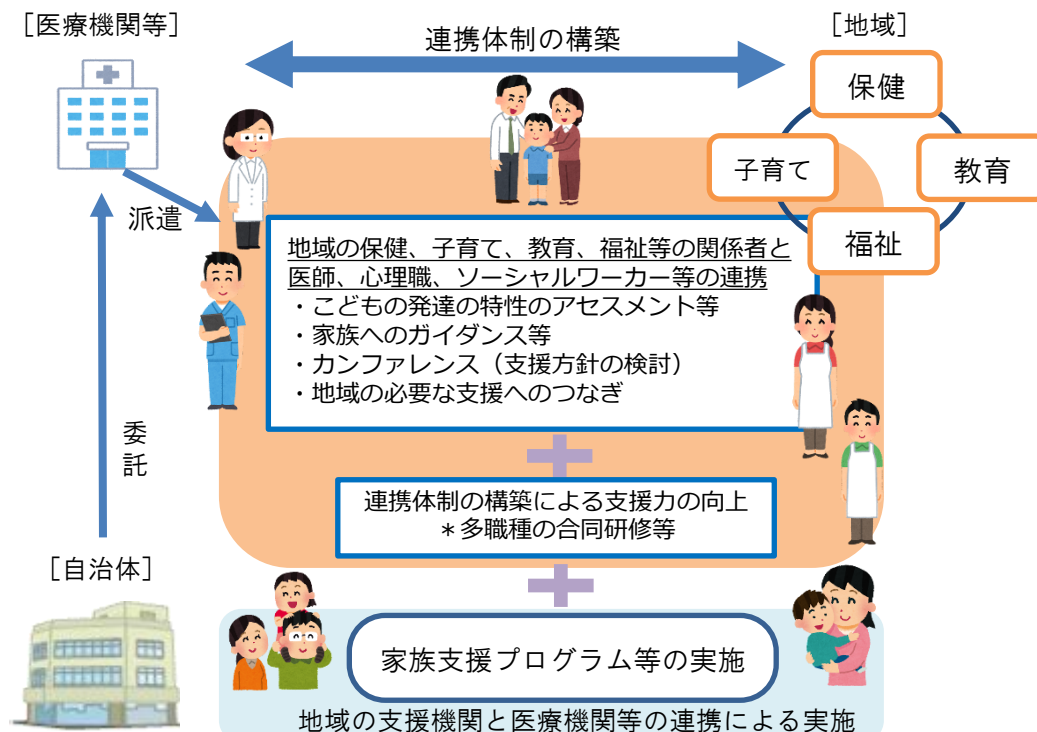
2 事業の概要・スキーム

発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。

また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等、障害児通所事業所の関係者等とのカンファレンスを実施することを通して、こどもの発達特性の見立てを共有し、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



3 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市

4 補助率

国1/2、都道府県等1/2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

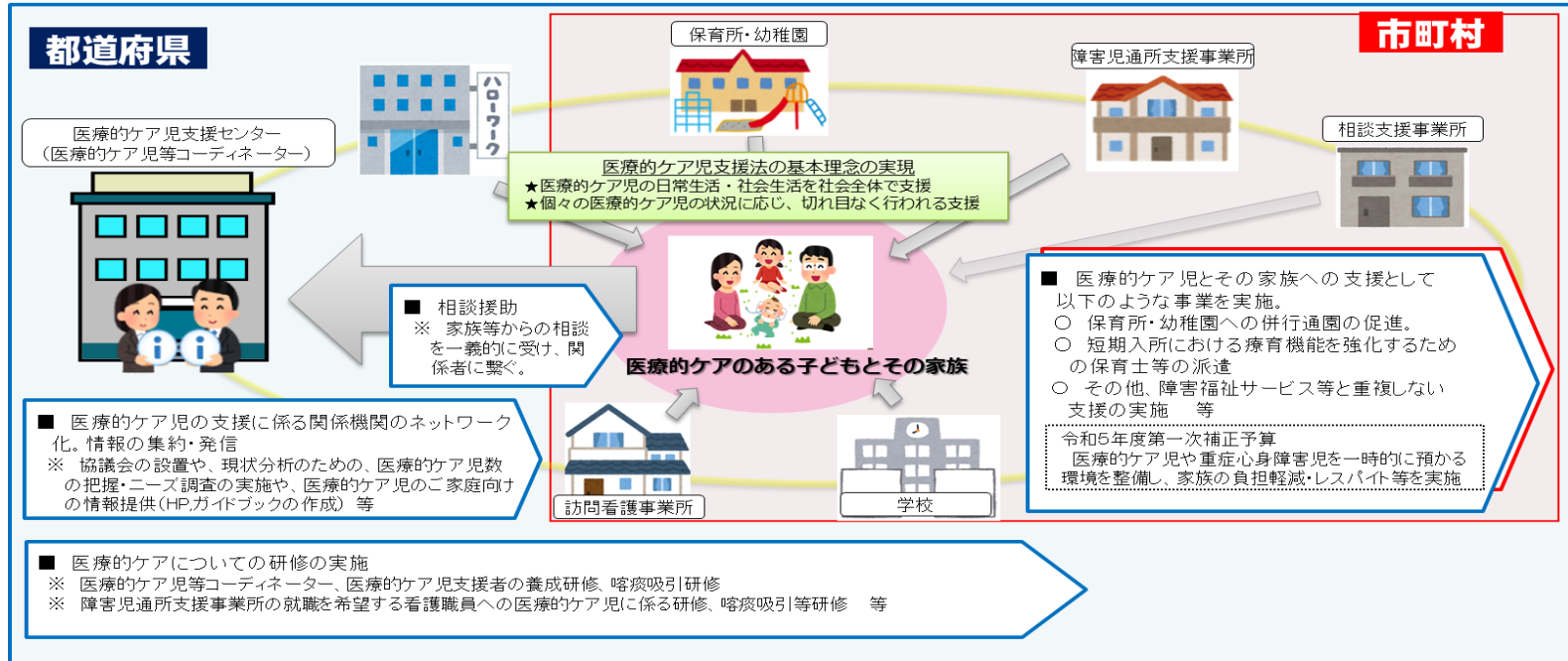
1 事業の目的

令和6年度当初予算案 177億円の内数（208億円の内数） 令和5年度補正予算額 7.6億円

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ
- 【負担割合】 国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2

医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備

1 事業の目的

家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）を一時的に預かる環境を整備する。

2 事業の概要・スキーム

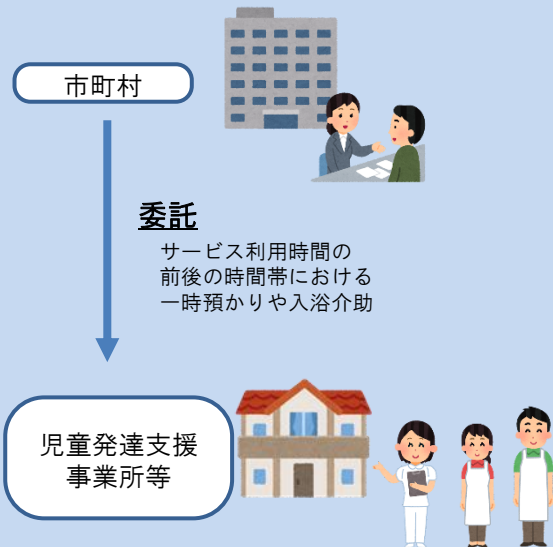
【一時預かり】

医療的ケア児等を受け入れるための体制を整備している事業所等への委託や、訪問看護事業所又は医療機関等への委託により、看護職員等を派遣するなどして、医療的ケア児等を一時的に預かり、医療的ケアや入浴介助、見守り等を行う。

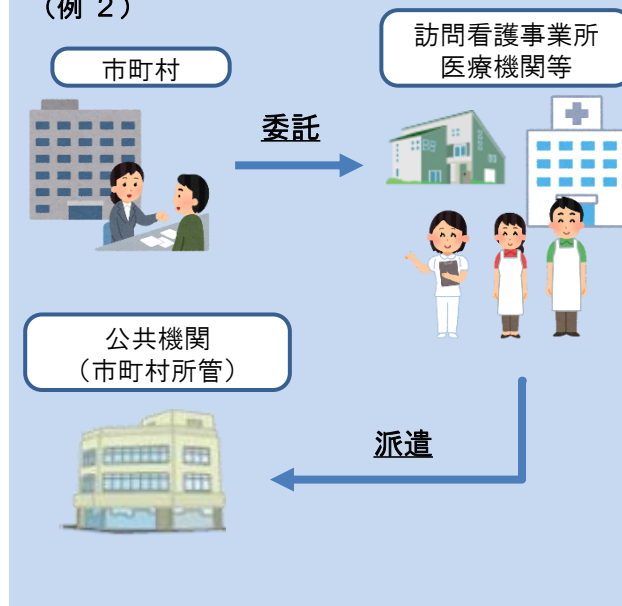
【環境整備】

一時預かりの実施にあたり、実施場所において、必要な備品・設備（段差解消スロープ、座位保持装置、点滴用スタンド等）が無いために医療的ケア児等の受入れが行えない場合に、必要な備品の購入等にかかる費用を助成する。

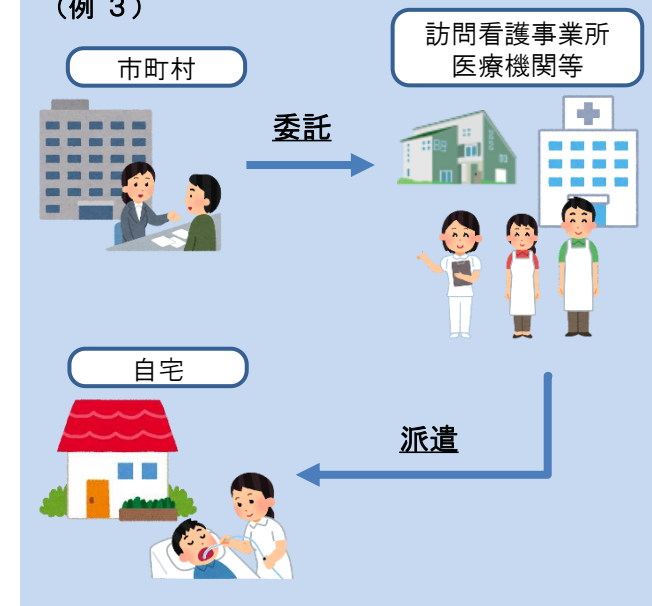
（例 1）



（例 2）



（例 3）



＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度当初予算案 177億円の内数（208億円の内数）

1 事業の目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保して1～5の事業を実施する。

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置

医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。

2. 聴覚障害児支援の関係機関の連携強化

医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。

3. 家族支援の実施

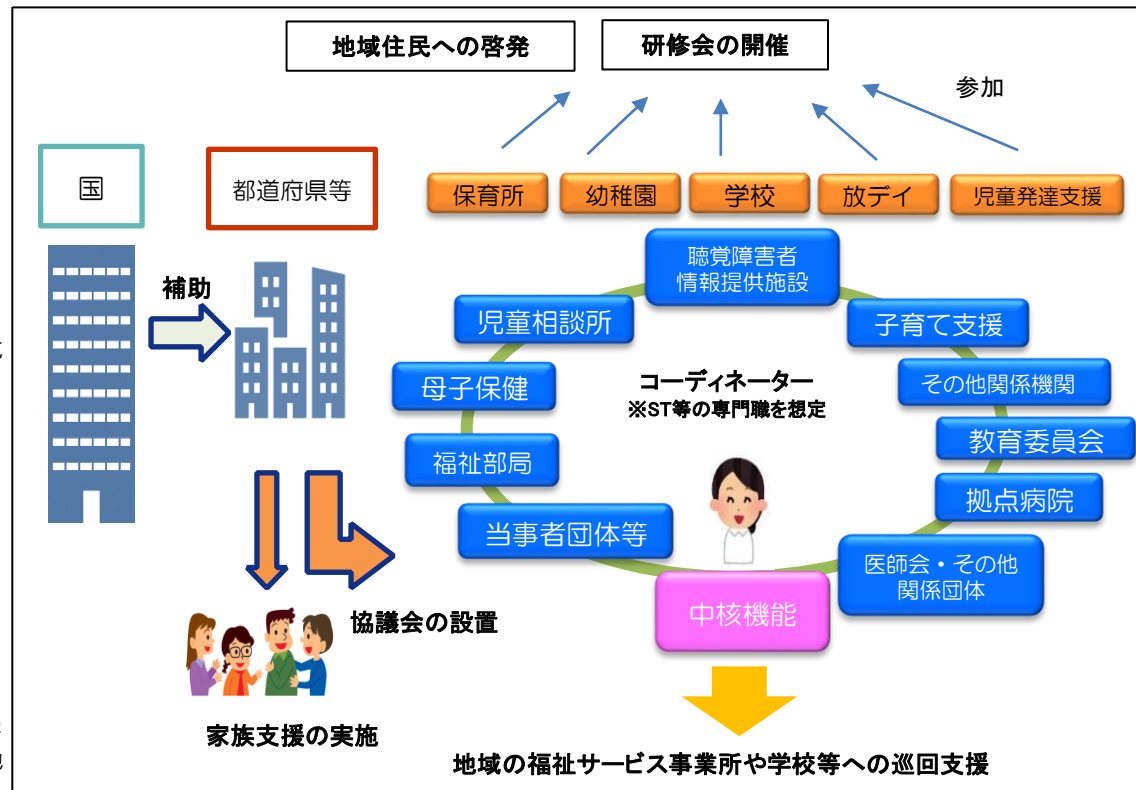
- ・家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
- ・聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
- ・子どもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。

4. 巡回支援の実施

保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。

5. 聴覚障害児に関する研修・啓発

保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

地域支援体制整備サポート事業

支援局 障害児支援課

自治体実施分 <児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算案 177億円の内数

令和5年度補正予算額 0.5億円

1 事業の目的

国実施分

令和6年度当初予算案 0.1億円

令和6年4月1日の改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

2 事業の概要・スキーム

【国実施分】

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、見える化の取組、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する（自治体実施事業とも連携）

【自治体実施分】

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（地域支援体制整備サポート職員）を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

（例）

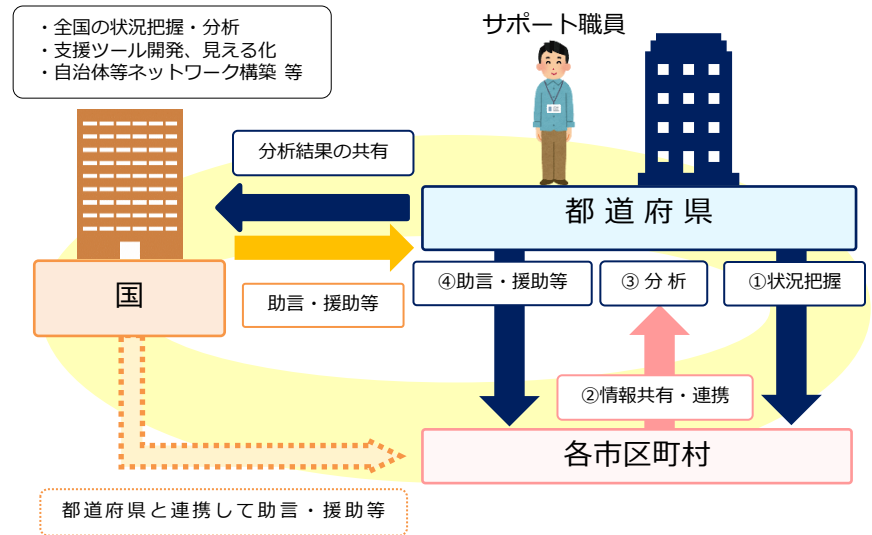
- ・児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- ・保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- ・母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- ・医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- ・障害児相談の体制整備の状況も踏まえた支給決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

（状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携）

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

3 実施主体

国実施分：国（委託により実施）

自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市

4 補助率

自治体実施分：国 10/10

1 事業の目的

令和5年度補正予算

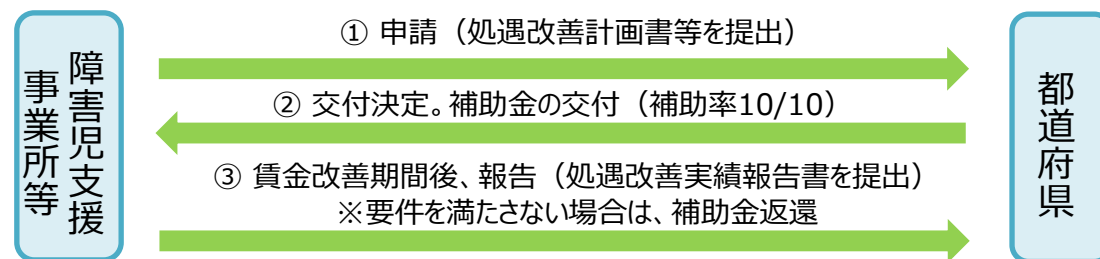
42億円

春闘における賃上げに対し、介護業界の賃上げが低水準であることを踏まえ、必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害福祉職員の更なる処遇改善を行う。

2 事業の概要・スキーム

障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に上乗せする形で、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。

- 対象期間 令和6年2月～5月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組みを行う）
- 補助金額 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- 対象職種 福祉・介護職員（事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。）



※上記のほか、補助金の申請・支払い等の事務に対応するため、都道府県の事務費等を確保

3 実施主体等

都道府県

4 補助率

国 10/10

地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業

支援局 障害児支援課

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の内数>

令和5年度補正予算

4.7億円

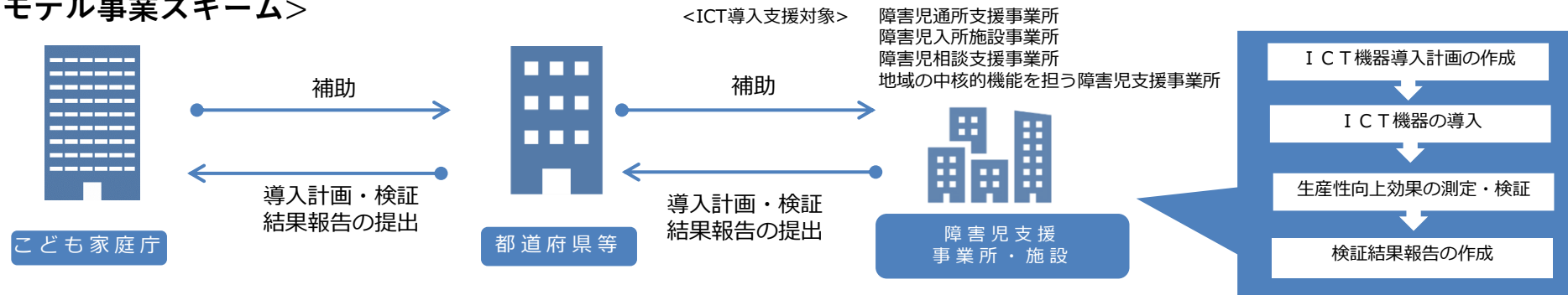
1 事業の目的

- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供することができるよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT導入に係るモデル事業を実施する。
- また、地域の中核的機能を担う障害児支援事業所（児童発達支援センター等）が行う地域の事業所等との連携・調整のオンライン化のための環境の整備に要するタブレットやWi-Fi機器等の購入費用の補助を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- モデル事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を以下のスキームにより測定・検証のうえ国に報告する。

<モデル事業スキーム>



3 実施主体

都道府県、指定都市、中核市

4 補助率

- 事業所に対する導入支援：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4事業者1/4
- 事業所に対する研修：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

5 拡充内容

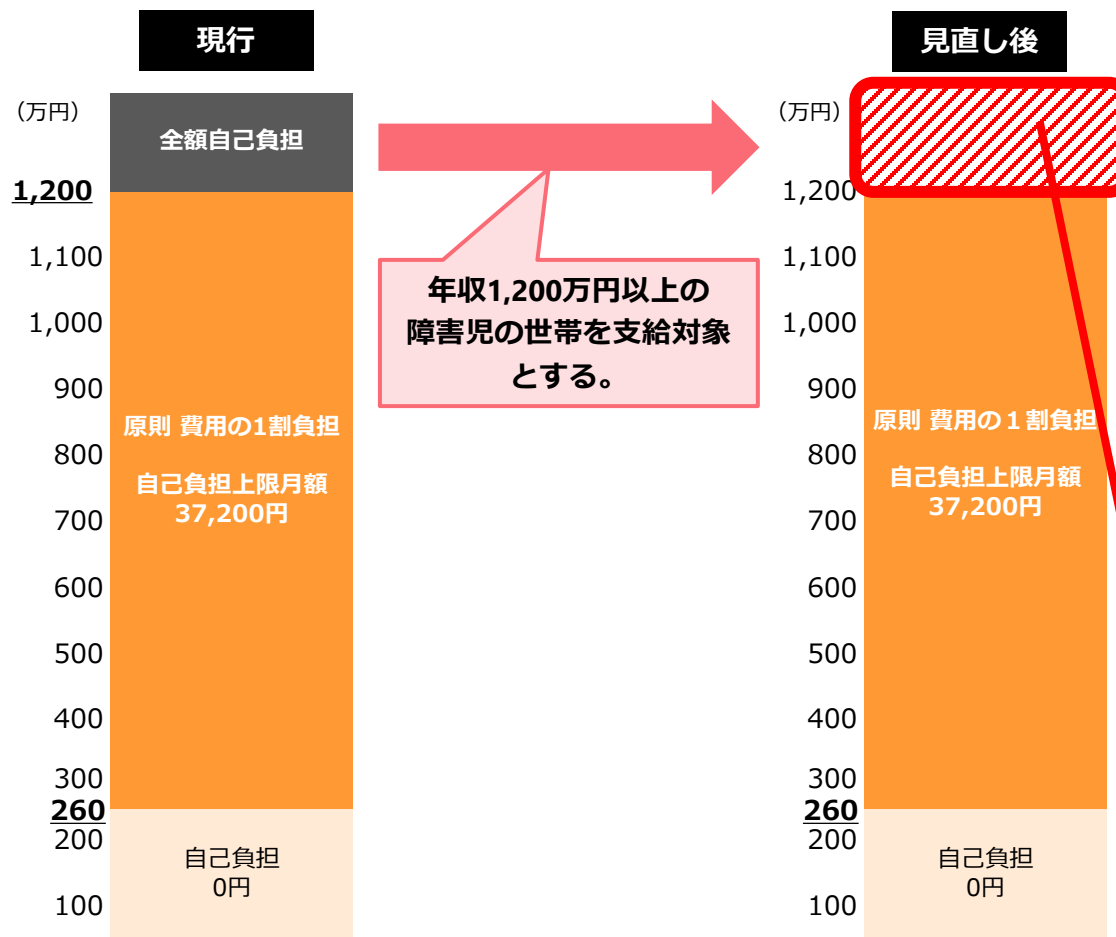
- 業務効率化の早期達成及び職員の業務負担軽減を可能とするため、障害児支援事業所等におけるICT機器等の導入に係る経費を要求する。
- 地域の障害児支援の中核的機能を担う児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備に係る費用の補助枠を創設する。

こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

支援局 障害児支援課

- こどもの補装具については、**障害のあるこどもの身体機能を補完・代替**し、日常生活に欠かせないものであるとともに、**成長に応じた交換が必要なもの**であり、こどもの育ちのために必要。
- こどもの健やかな育ちを支える観点から、こどもの補装具費の所得制限の撤廃を行う。
- (厚生労働省予算で計上)

<収入額は、父母子1人のケース>



<障害児が使用する補装具の例> 車椅子



平均約30万円

これまで30万円程度の負担(※)を要していたが、**費用の1割(上限月額37,200円)**の負担で購入可能となる

(※) 車椅子だけでなく座位保持装置など必要となる場合があり、これ以上の負担となるケースもある。

こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)

こども基本法

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けることがない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。

9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。

→ **こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）

12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交） → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成

12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**

※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年6月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の3大綱（※）を一元化。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現

基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**

- ①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
- ③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
- ⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現
- ⑥**施策の総合性**の確保

重要事項：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載

施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ **こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人が**共有すべき理念**として整理
- ・ こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
 - ①こどもの**権利と尊厳**
 - ②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
 - ③**切れ目なく**育ちを支える
 - ④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
 - ⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
- ・ 居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
 - ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
 - ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
 - ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
 - ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

こども政策に関する重要事項～こども大綱～

1 ライフステージを通じた重要事項

○こども・若者が**権利の主体**であることの**社会全体での共有等**

(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)

○**多様な遊びや体験**、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)

○こどもや若者への切れ目のない**保健・医療**の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)

○こどもの**貧困対策**(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)

○**障害児支援・医療的ケア児等**への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)

○**児童虐待防止対策と社会的養護**の推進及び**ヤングケアラー**への支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)

○こども・若者の**自殺対策**、犯罪などからこども・若者を守る**安全対策**

(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの**将来にわたるウェルビーイングの基礎**を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、**自己肯定感や道徳性、社会性などを育む**時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、**アイデンティティを形成**していく時期。

・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて**自己の可能性を伸展させる**時期。

・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、**自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合える**ようにする。

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援

○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

（5）障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に
幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2

「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4

保護者・養育者のウェルビーイング
と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5

こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)

- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所とは

- こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

こどもの居場所づくりとは

- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進める必要がある。
- 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となるこども・若者の年齢の範囲

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

こどもの居場所づくりに関する指針の概要②

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

ー こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

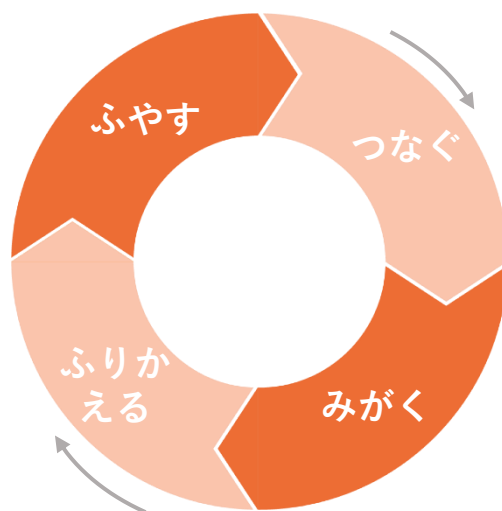
② こどもの権利の擁護

ー こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③ 官民の連携・協働

ー 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

こどもの居場所づくりに関する指針の概要③

こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

責務・役割

こどもの居場所づくりに関係する者の

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

民間団体・機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である**民間団体・機関**は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。**地域住民**は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校や企業の役割

学校は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。**企業**は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

地方公共団体や国の役割

市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。**都道府県**は、市町村の取組を支える。**国**は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

国における推進体制

- ・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進**する。
- ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

地方公共団体における推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される**。とりわけ、福祉部門と教育部門との連携が重要である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。**こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる**。

施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

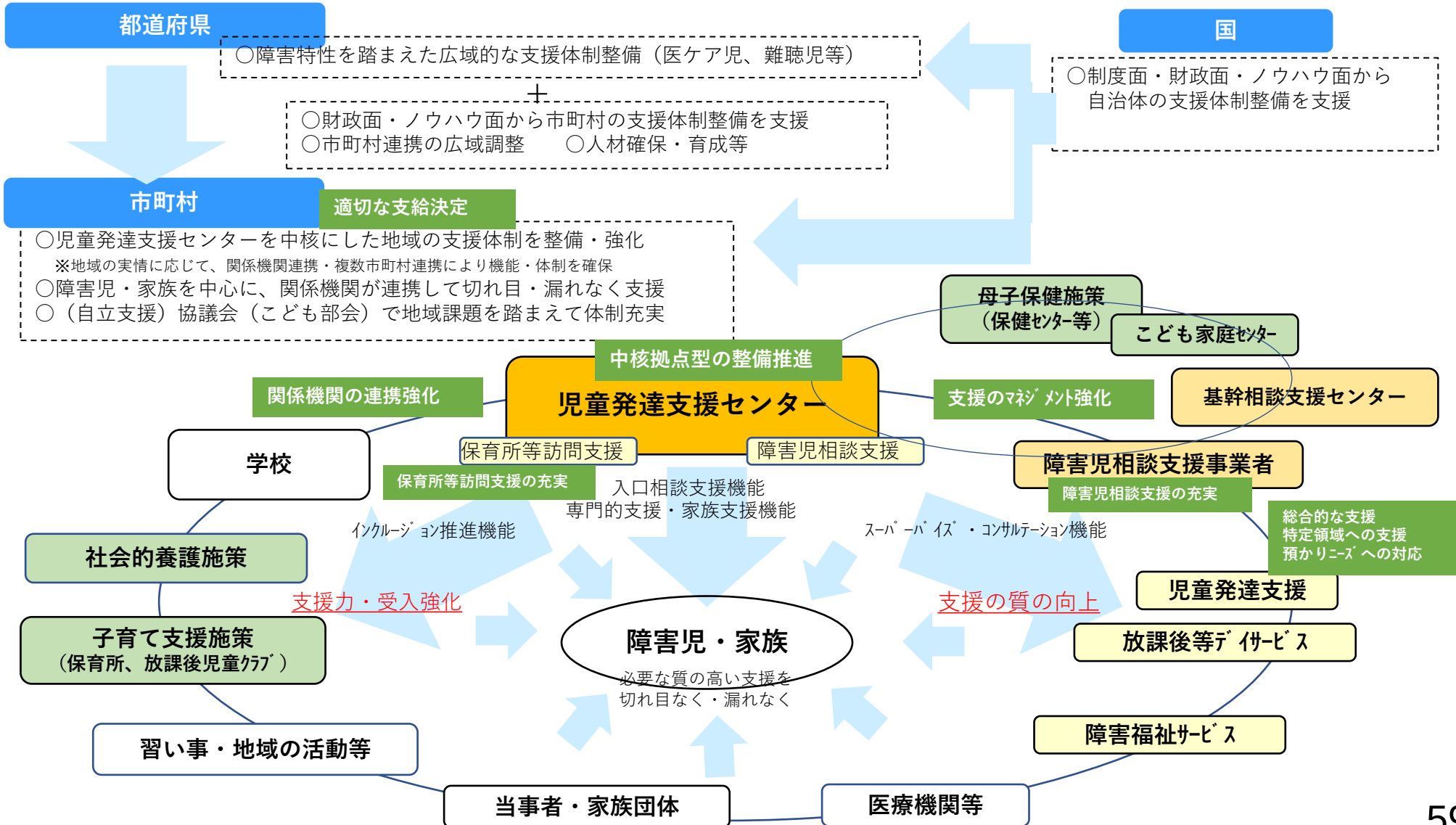
- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。**国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする**。また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。**その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所づくりに関係する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要**。
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね5年後を目途に見直しを行う**。

推進体制等

これからの障害児支援

障害児支援のこれから

障害の有無に関わらず、すべてのこどもが共に育つ地域づくりに、関係機関が協働して取り組む
(ニーズに応える専門的支援 + 地域を支えインクルージョンを推進)



●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）（抄）

第3 終わりに

○ 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

⑥質の高い障害児支援の確保について

- ・ 質の高い障害児支援の提供を推進するため、**支援に当たる人材の配置や評価の在り方**について検討する。
- ・ **障害児相談支援**について、セルフプランの状況等も踏まえながら、**必要な質・量を確保する方策**について、引き続き検討する。

⑦障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- ・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、**制度の持続可能性を確保する観点**から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、**公平で効率的な制度の実現**に向けた検討を行う。

⑧処遇改善の実態把握等について

- ・ 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、**3年目の対応については**、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて**令和8年度予算編成過程で検討**する。

⑩食事提供体制加算等について

- ・ 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- ・ **児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）**について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑫事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- ・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、**標準様式等の使用の基本原則化について検討**を行う。
また、**令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討**する。

●「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

- 全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、**研修体系の構築など支援人材の育成を進める**とともに、**ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める**。